**ａ．提携又は提携解消の理由**

**ｂ．提携又は提携解消の内容等**

・　提携又は提携解消の内容を記載する。

※　また、以下のいずれかに該当する場合には、次の事項を含めて記載する。

**（イ）資本提携を行う場合**

・　新たに取得する相手方の株式又は持分の取得価額

・　相手方に新たに取得される株式の数及び発行済株式数に対する割合

**（ロ）資本提携の解消を行う場合**

・　取得している相手方の株式又は持分の帳簿価額

・　相手方に取得されている株式の数及び発行済株式数に対する割合

**（ハ）合弁会社を設立する場合**

・　合弁会社の概要

・　名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、決算期、純資産及び総資産、合弁会社に対する出資比率を記載する。

・　合弁会社の業績の見通し

・　当該合弁会社の業績の見通しを可能な範囲で記載する。

**（二）合弁会社を設立して行っている業務提携を解消する場合**

・　合弁会社の概要

・　名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、決算期、純資産及び総資産、合弁会社に対する出資比率を記載する。

**ｃ．提携又は提携解消の相手先の概要**

・　名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と当該会社の関係（＊１）、最近３年間の財政状態及び経営成績（＊２）を記載する。

（＊１）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

・　資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

・　人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

・　取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

・　関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。

（＊２）純資産、総資産、１株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、１株当たり当期純利益、１株当たり配当金

（※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社の指標を単純合算した値を欄外に記載する。

※　上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

**ｄ．提携又は提携解消の日程**

**ｅ．今後の見通し**

・　当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。

・　今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

**ｆ．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

**○　支配株主との取引等に関する事項**

・　当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。

・　当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。

・　公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。

・　当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。

　※　意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。

※　支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

**○（参考）当期業績予想及び前期実績**

・　参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（業務上の提携又は業務上の提携の解消を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。

※　業務上の提携又は業務上の提携の解消を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は業務上の提携又は業務上の提携の解消の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

※　新たに算出した予想値を記載する場合において、業務上の提携又は業務上の提携の解消による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。